

社会福祉法人ヒューマンライツ福祉協会 役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人ヒューマンライツ福祉協会（以下「当法人」という）定款第 9 条および第 23 条の規程に基づき、評議員及び役員（理事及び監事）（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬の支給)

第 2 条 理事及び評議員には、役員としての報酬・賞与・退職手当は支給しない。
2 監事には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬の額)

第 3 条 報酬の額は、別表の通りとする。

(実費弁償)

第 4 条 役員等が、法人業務を行う場合、法人の定める旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。ただし、当法人職員を兼務する役員は除くものとする。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 役員等に対する報酬等は、当該業務に従事したその都度、支給する。
2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(端数の処理)

第 6 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。
(1)50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
(2)50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 7 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、2017 年 4 月 1 日より施行する。

別表 報酬

区分	金額
監事	2 万円～10 万円/1 回